

前回審査会（平成 30 年 1 月 26 日）における指摘事項及び都市計画決定権者の見解

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
1	<p>準備書 p. 475 のとおり道路交通騒音の現況が環境基準値を超えている地点があり、交通量が非常に多いと推定される。本事業による交通量の増加に伴う交通集中（渋滞）の影響を評価しているか。</p>	<p>現況交通量は、準備書 p. 364～365 に示すとおりであり、大型車混入率が高いことなどから、騒音の環境基準値を超えている地点がありますが、現地調査により 24 時間の交通量を調査した際には、渋滞発生の事象は確認されていません。</p> <p>将来交通量は、準備書 p. 509 に示すとおりであり、現況交通量に対する将来交通量の増加割合は、工事中で 1.00～1.03、供用時で 1.00～1.06 倍と予測しており、本事業により渋滞が発生する可能性は小さいと考えています。</p> <p>なお、これらの交通量の増加に係る大気質及び騒音等については、準備書に示すとおりいずれも影響は小さいと評価しています。</p>
2	<p>武豊火力発電所の工事関係車両の影響は考慮しているか。</p>	<p>武豊火力発電所の評価書では、車両台数は工事時と供用時のピーク時期のみ公表されており、本事業の工事時の予測対象時期の車両台数は不明です。複合影響の予測は、公表資料に基づいて行っていることから、工事関係車両に係る複合影響は、予測対象としていません。</p> <p>また、武豊火力発電所の工事関係車両に係る予測対象時期は、車両台数がピークとなる時期に設定されており、本事業での車両台数のピーク時期とは異なっていました。</p> <p>なお、資料編 p. 441～444 に示すとおり、本事業の供用時交通量に、武豊火力発電所の関係車両交通量を合成した交通量で、複合的な環境影響を予測しています。</p>
3	<p>準備書 p. 865 の事後調査について、地下水だけでなく、排出ガス濃度も対象とすべきではないか。</p>	<p>環境影響評価における事後調査は、県環境影響評価指針第 26 に基づき、環境への影響の程度が著しく、その上で、予測の不確実性が高い項目について環境保全措置を講じる場合や、環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、選定することとなっています。</p> <p>本事業では、予測・評価の結果を踏まえ、環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると考えたことから、地下水質の状況を選定し、事後調査を行うこととしています。</p> <p>なお、ご指摘の排出ガス濃度の測定・公表については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）、ダイオキシン類の濃度を定期的に測定・記録し、公表することとしています。</p>

4	<p>粒子の沈降速度は水温によって異なることから、表層か下層か、また季節によって沈降の状況が変わってくる。これらを踏まえ、準備書 p. 580 の沈降試験の結果はどうなるか。</p>	<p>沈降試験については、事業実施区域内の土壌を採取し、環境庁告示で示された水質汚濁に係る環境基準付表 9（浮遊物質(SS)の測定方法）及びメスシリンダー法により、経過時間と SS 濃度の関係を把握し、仮設沈砂池の出口における排水中の SS 濃度を予測するために実施しています。沈降試験に当たって参考とした JIS では、具体的な水温の規定はありませんでしたが、なるべく温度変化の少ない場所で行うとされていることから、測定は、温度変化の少ない室内で実施しました。実際の沈降状況はご指摘のとおりと考えますが、水温を加味した予測は困難な状況です。</p> <p>なお、今後の工事計画の検討においては、準備書の記載内容を基本に、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」及び「砂防指定地内行為技術審査基準」等を参考に十分な仮設沈砂池の容量等を設定した上で、工事の実施にあたっては、竹そだ柵等の設置、状況に応じて凝集剤を添加する措置を講じ、濁りの低減を図ってまいります。</p>
5	<p>準備書 p. 638, 639 の日影図について、計画施設だけではなく、周囲に設ける予定の緑地による影の影響も含めて予測すべきではないか。</p>	<p>日照障害については、県環境影響評価指針に基づき、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制を評価するため、建築物を対象に予測を行っています。</p> <p>緑地帯の植栽計画（樹種、植栽間隔、樹高等）は未定ですが、敷地周囲に中高木を植栽した場合、等時間日影線は建物と同様に北側に出現します。3 時間の等時間日影線は別紙 1 のとおりであり、建物の高さの約 1.4 倍の範囲に出現するため、樹高 10m の樹木を植栽したと仮定すると、敷地境界の北向き約 14m の範囲に 3 時間の等時間日影線が出現すると推察されます。</p> <p>周辺の住宅は区域の南西側に位置しており、また、臨港道路の幅が約 26m あることから、これらへの影響は生じないと考えています。</p>

6	<p>準備書 p. 694 において、生態系の予測の上位種に選定したイタチは、在来種のホンドイタチか、外来種のチョウセンイタチか、不明である。外来種の可能性がある種を選定した理由を示してほしい。</p>	<p>現地調査の結果から、生態系の上位種に選定したイタチ属の一種は、フィールドサインのみの確認であるため、種の特定までには至っていません。準備書 p. 702 に示すとおり、「日本動物大百科 1 哺乳類 I」によると、ニホンイタチ（ホンドイタチ）は、北海道から屋久島にかけて分布し、チョウセンイタチは、もともと対馬にのみ分布していましたが、九州、四国、本州（富山-長野-愛知以西）に侵入しています。</p> <p>種の特定ができていないことから、チョウセンイタチの可能性もありますが、当該地域の食物網想定図は準備書 p. 692（図 8. 11-4）のとおりであることから、栄養段階のより上位の種として、イタチ属の一種を上位種に選定しています。</p> <p>なお、本事業における環境保全措置は、高次消費者だけでなく、本地域の生態系全体への影響を回避・低減する観点で検討しています。</p>
7	<p>準備書 p. 719 の景観の調査地点について、地域交流施設等の主要な眺望点だけでなく、周辺の住宅からの景観も評価すべきではないか。</p>	<p>景観の評価については、県環境影響評価指針に基づき、不特定かつ多数の者が利用している場所である主要な眺望点からの景観を評価しています。</p> <p>主要な眺望点としては 5 地点を選定しましたが、本事業実施区域から最寄りの主要な眺望点は武豊町地域交流施設となり、別紙 2 のとおり、計画施設までの距離は約 200m となっています。</p> <p>一方、本事業実施区域から最寄りの住宅は、計画施設までの距離は約 350m となっています。</p> <p>武豊町地域交流施設と最寄りの住宅は、視認できる計画施設の面は異なるものの、ともに臨港道路を挟んでおり、また、計画施設までの距離は最寄り住宅の方がより遠いことから、最寄り住宅からの計画施設の見え方は、武豊町地域交流施設からの見え方に比べ小さく、圧迫感も少なくなると考えています。</p> <p>また、周辺景観との調和に配慮した施設の形状及び色彩とする環境保全措置を講じることで、眺望景観への影響は低減できるものと考えています。</p> <p>なお、施設の形状及び色彩については、今後、事業者である組合が、事業者選定審査委員会において、地域の意見も取り入れ決定してまいります。</p>

